

村上市新型インフルエンザ等対策行動計画

概要編（案）

平成26年 月
村 上 市

目次

村上市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成	1
村上市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要	
1 本市の行動計画の作成の経緯	2
2 行動計画のポイント等	2
3 行動計画の目的・基本的戦略	3
4 新型インフルエンザ等対策実施上の基本的考え方・留意点等	4
5 役割分担	6
6 発生段階	7
7 対策の主要7項目	8
7-1 実施体制	8
7-2 サーベイランス・情報収集	9
7-3 情報提供・共有	10
7-4 予防・まん延防止	11
7-5 予防接種	12
7-6 医療	13
7-7 市民生活及び地域経済の安定の確保	15
8 発生段階毎の主な対策	16
組織図	17
別記1 調整会議の事務分掌	18
別記2 対策本部の事務分掌	19

村上市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

<総論>

- I はじめに
- II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
 - ・ 目的及び基本的戦略
 - ・ 基本的考え方
 - ・ 実施上の留意点
 - ・ 発生時の被害想定
 - ・ 対策推進のための役割分担
 - ・ 行動計画の主要7項目
 - ・ 発生段階

<各論>

- III 各段階における対策
 - ・ 未発生期
 - ・ 海外発生期
 - ・ 県内未発生期
 - ・ 県内発生早期
 - ・ 県内感染期
 - ・ 小康期

<別添>

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

<参考資料>

用語解説

組織図

- ・ 連絡会議の事務分掌
- ・ 対策本部の事務分掌

村上市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 本市の行動計画の作成の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の施行を受け、政府は、平成25年（2013年）6月に、特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」）を新たに作成した。また、新潟県においても、平成25年（2013年）9月に、特措法第7条に基づく「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」）を作成している。

これを受け、本市においても、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、県行動計画を踏まえ「村上市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を作成したものである。

市行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示す。

市行動計画を具体化するための個別の対策の詳細については、別に指針等を定めるものとし、市では、それらに基づき、取組を推進し、対策を実施する。

2 行動計画のポイント等

本計画は、特措法に基づく計画となるため、特措法に定める事項、国や県の計画に定める事項等を反映させるとともに、新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応の教訓（病原性等の程度に応じた対応）を盛り込むこととした。

行動計画の主なポイント

- ・ 発生段階を、県の行動計画等に準じて、①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期として整理
- ・ 「緊急事態宣言」時に、市が行う各種の「緊急事態措置（通常に対応よりも更に強力な措置）」を発生段階ごとに記載
- ・ 特措法で定めるその他事項（指定（地方）公共機関への要請等）を追加
- ・ 新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓（病原性・感染力の程度に応じた対策の選択・切替等）を反映

3 行動計画の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生・侵入を、水際対策等で完全に食い止めることは不可能という前提に基づき、次の2つの主たる目的を設定し、目的を達成するための方針を具体化。

○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ポイント

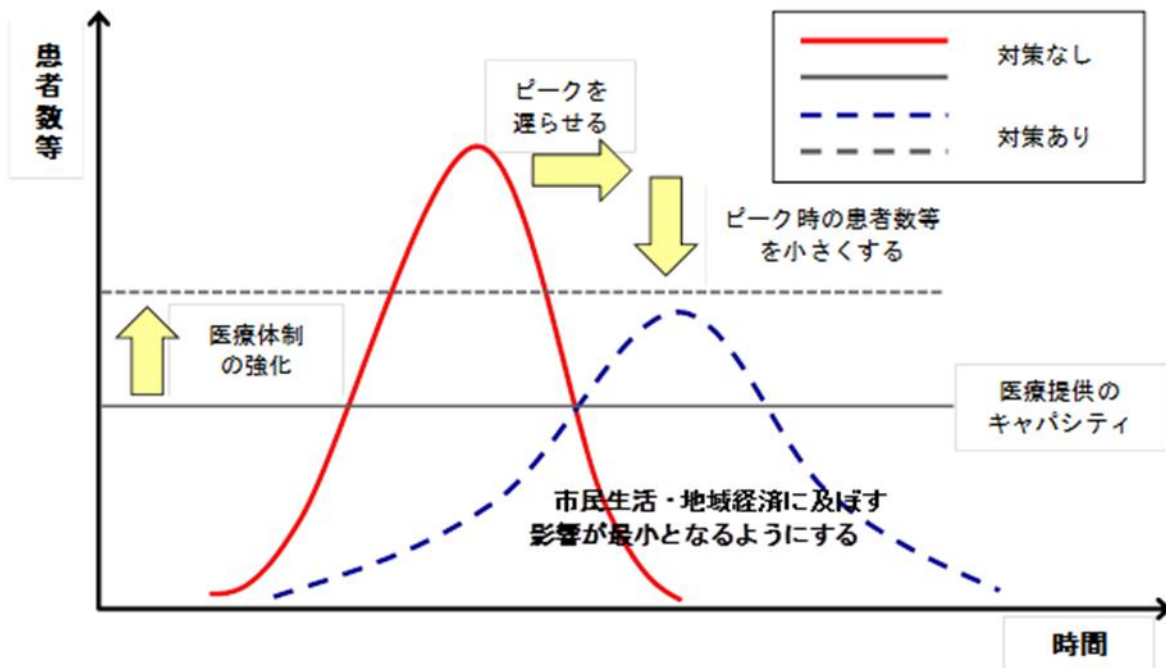
- ・ 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ポイント

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



4 新型インフルエンザ等対策実施上の基本的考え方・留意点等

新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓等をふまえ、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に、各段階における対策を講じていく。

○ 対策の基本的な考え方

- ・一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクがある。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。



今回の整理

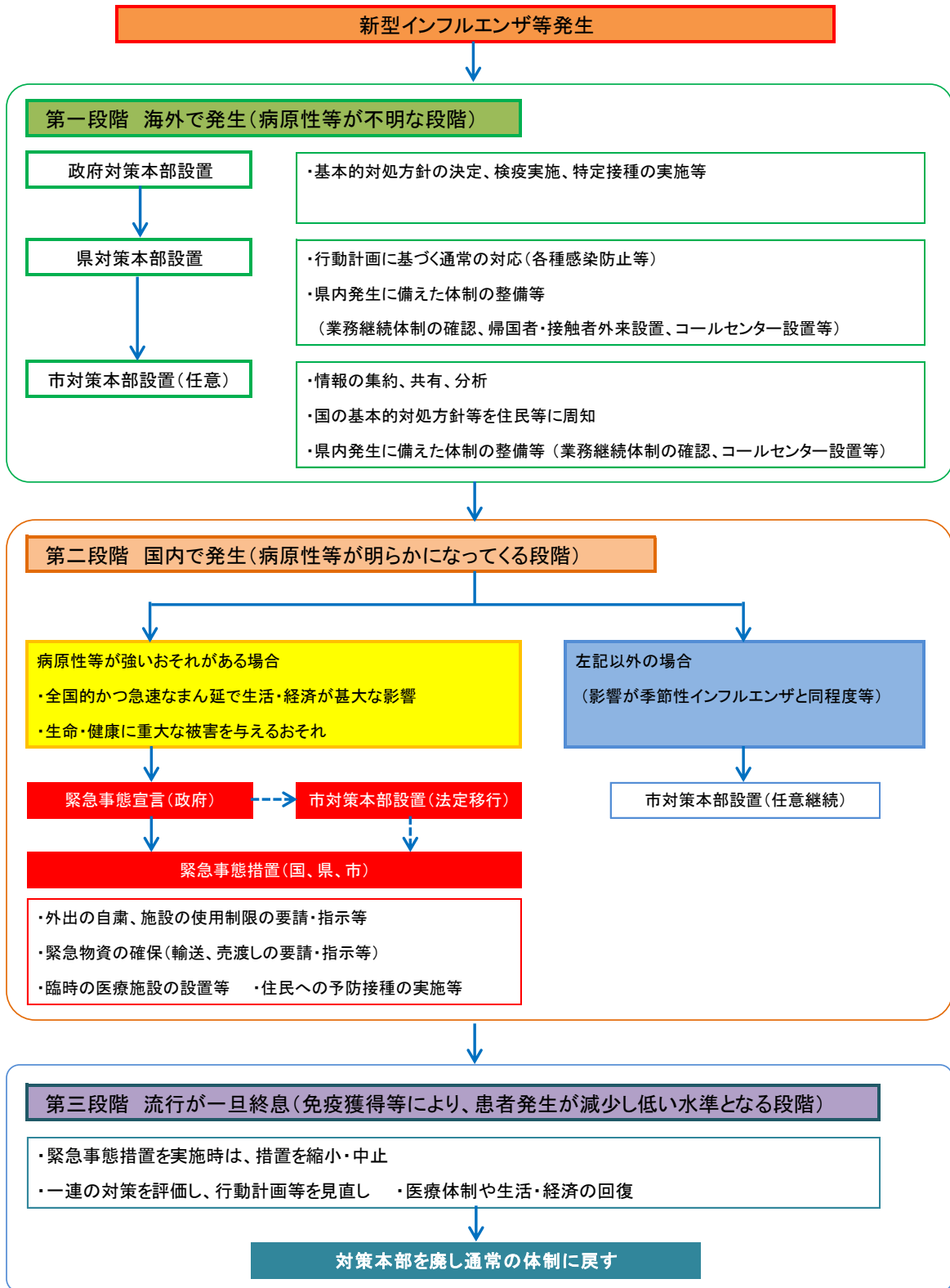
- ・発生前の段階では、市内における医療体制の整備、市民に対する啓発や、市及び事業者等による事業継続計画等の策定、予防接種の体制整備など、発生に備えた事前の準備を周到に行っていく。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・国内の発生当初の段階では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の呼びかけを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、医療機関、事業者等が相互に連携し、状況に応じて臨機応変に対処していく。
- ・感染対策等は、事業者や市民一人ひとりが、事業継続対策や予防措置等の適切な行動をとることが求められる。

○ 対策実施上の留意点（基本的人権の尊重等）

今回の整理

- ・県が行う緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）等、市民の権利と自由に制限が加わる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとなるよう、県対策本部と連携する。
なお、これらの対策の実施は、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・緊急事態措置はどのような場合でも講ずるというものではないことに留意する。（通常の対策で足りる等、緊急事態措置を必要としない場合もある。）
- ・政府対策本部、県対策本部と相互連携し、対策を総合的に推進する。
- ・新型インフルエンザ等発生後は、市における対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

＜新型インフルエンザ等発生時の対策等の流れ＞



5 役割分担

新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、各実行主体の役割を明確化したうえで、相互連携して対応にあたる。

今回の整理

国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての態勢の整備、対策の推進 ・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における新型インフルエンザ等対策（地域医療体制の確保、まん延防止対策等）の主体 ・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進 ・緊急事態宣言時は、法に定める緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）を実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対するワクチンの接種、要援護者等への生活支援等 ・国、県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時に、県等と連携し、本来的な業務（医療の提供、社会・経済機能の維持等）を通じて、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた感染対策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備 ・新型インフルエンザ等発生時に、一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染対策等の徹底
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等及び発生時の行動等の知識の習得 ・マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践、食料品・生活必需品の備蓄等 ・新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

6 発生段階

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があるため、県の発生段階にあわせ、市も連携して対応する。

今回の整理

発生段階（国）	発生段階（県）	インフルエンザ等発生の状況
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<各発生段階における対策の目的>

発生段階	対策の目的
未発生期	・発生に備えた体制整備（行動計画の策定等）を進める
海外発生期	・特措法に基づく対策本部を設置する ・国内外の状況等を注視しつつ、国内、県内発生に備えた体制の整備に努める
県内未発生期 （国内発生早期）	・県と連携し、情報収集及び県内発生の遅延と早期発見に努める ・県内発生に備えた体制の整備を行う
県内発生早期	・県と連携し、県内での感染拡大をできる限り抑える ・在宅で療養する患者への支援を提供する ・感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内感染期	・医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える ・市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える
小康期	・市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える

7 対策の主要7項目

新型インフルエンザ等対策の主たる目的を達成するため、具体的な対策を7項目に分けて立案する。分類にあたっては、対策の一体性や連続性を考慮し、次のとおりとした。

今回の整理

分類	具体的な対策
1 実施体制	発生前、発生後の市及び関係機関の体制等
2 サーベイランス・情報収集	県等と連携した情報の積極的収集、国及び県等からの要請に応じた各種取組への協力等
3 情報提供・共有	情報提供手段の確保、発生時の市民等への情報提供など
4 予防・まん延防止	感染拡大防止策の実施等
5 予防接種	予防接種（特定、住民）体制の構築等
6 医療	県が行う医療体制整備に関する会議等への参加、地域の実情に応じた医療体制の検討への協力等
7 市民生活及び地域経済の安定の確保	市民生活や地域経済へ与える影響を最小限とするための各機関への働きかけ、高齢者・障害者等の要支援者の生活の安定確保等

7-1 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況等に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を県及び関係機関等と連携、協力して講じる。

今回の整理

新型インフルエンザ等対策連絡会議 (未発生期、小康期)	未発生期において、行動計画の策定・見直しの他、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の検討、情報収集等を行うとともに、海外発生期には本部（任意）設置を検討する。 対策本部廃止後の小康期には、これまでの対策の評価等を行う。 議長：副市長 委員：関係課局長
新型インフルエンザ等対策本部（任意） (海外発生期～小康期)	海外発生期以降、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国の基本的対処方針及び県の初動対処方針等を確認し、県内発生期又は県内感染期に備えた対策を検討し、全庁一体となって対策にあたる。 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：関係課局長
新型インフルエンザ等対策本部（法定）	新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がされている時に、特措法第34条に基づき設置する。 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：関係課局長

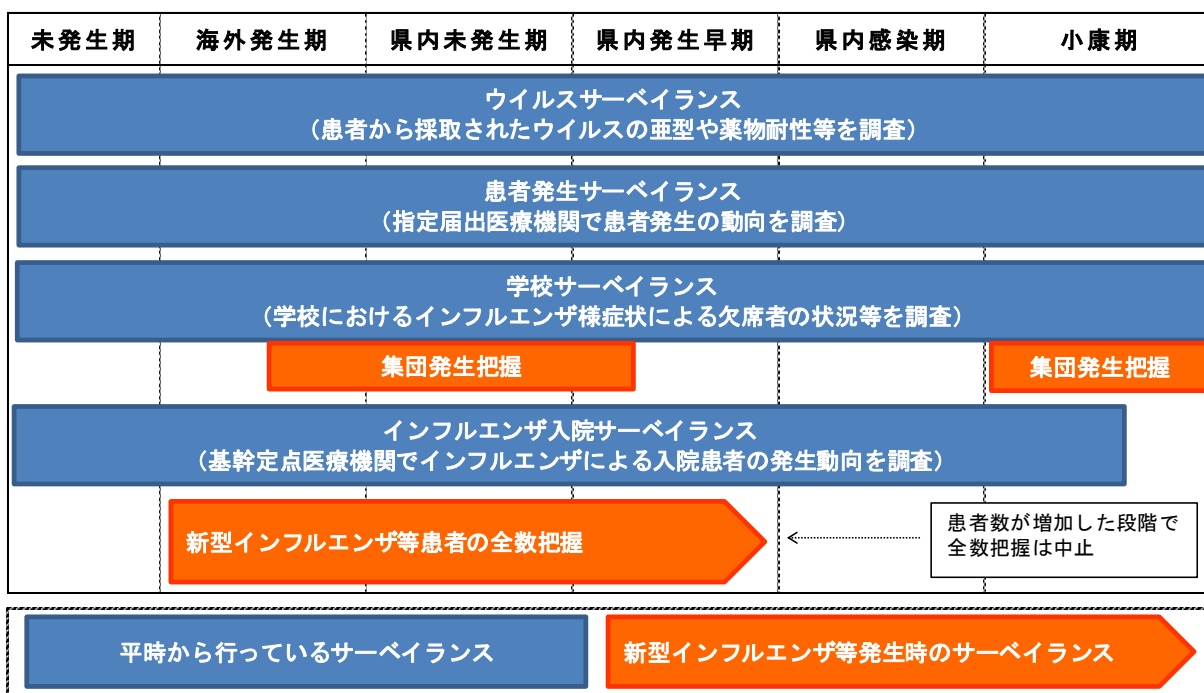
7-2 サーベイランス・情報収集

- ・ 対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集、分析し判断につなげることが必要。

今回の整理

- ・ 患者の全数把握や、学校等での新型インフルエンザ等の発生状況（学級・学年閉鎖、休校等）調査の実施（学校サーベイランス）等、県の取り組みに協力

<新型インフルエンザ等発生時のサーベイランス体制（県の取り組み）>



7-3 情報提供・共有

- ・ 市は、発生時にコールセンターを設置し、適切な情報提供を実施。市民等から寄せられる相談・情報の内容を踏まえ、次の情報提供に反映。
- ・ 情報提供の際には、受取手に配慮し、複数の媒体を用い、迅速に情報を提供。
- ・ 県、他市町村、医療機関等と、インターネット等を活用した情報共有によりコミュニケーションの充実を図る。

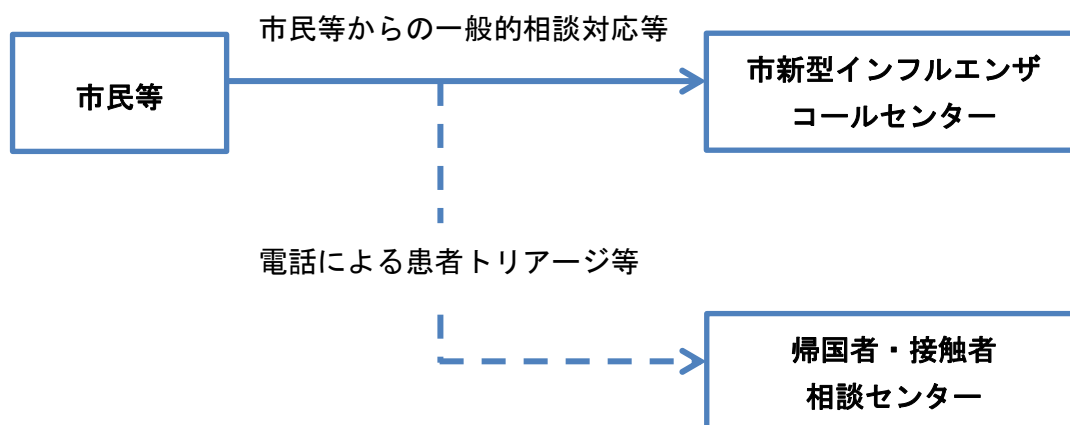
今回の整理

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、患者やその関係者には原則として責任はないこと、個人レベルの対策が全体の対策推進に寄与すること等を発生前から周知。

<コールセンターの設置>

- ・ 新型インフルエンザ等に関する、一般的な相談・質問等に対応し、情報提供を行う。
- ・ 市民等への対応として、国及び県からの要請を受けて設置。
- ・ 患者トリアージを要する事項（帰国者や接触者、有症患者からの相談など）等、専門的な知識を要する場合は、国や県が設置する「帰国者・接触者相談センター」で対応。

名称	市新型インフルエンザコールセンター
設置時期	海外発生期（県からの要請に応じて）、県内未発生期～小康期まで ※小康期に縮小・廃止
機能	市民等からの一般的な相談に対し、情報提供 国から配布されるQ & A等を参考にしながら一般的な問い合わせに対応
設置場所	本庁 保健医療課、各支所 地域福祉課



7-4 予防・まん延防止

- ・ 個人レベルでの対策（咳エチケット・手洗い・うがい等）等基本的な感染対策の実践や、自ら患者になった場合の基本的行動等の理解促進を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等の特性等（病原性、感染力）に応じ対策を選択し、対応を切り替える。（感染の拡大の防止のために、外出の自粛や施設の使用制限等について、県の要請・指示を受けて協力する等）

今回の整理

- ・ 地域全体で積極的な感染対策を講じることで、流行のピークを遅らせることが重要であることから、県と連携して、市民や事業者等に対して、次の要請を行う。
 - ①市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - ②事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ③県内発生した場合の、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を検討し、又は学校の設置者に検討を要請する。
 - ④公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - ⑤病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ・ 緊急事態宣言後に、特措法に基づく緊急事態措置として、以下の対応を整理
 - ①市民に対して、基本的感染対策の徹底を要請
 - ②外出自粛・施設使用制限等の要請・指示等

対策の例		概要
市民への呼びかけ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人レベルの対策（咳エチケット・手洗い・うがい等）等基本的な感染対策 ・ 自ら患者になった場合の基本的行動等の理解促進
患者、濃厚接触者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察 ・ 基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等の感染対策強化
活動の縮小等の要請	学校、保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校閉鎖、臨時休校等
	集会、興業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用制限、活動の自粛等
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における感染予防策、従業員の健康管理の徹底 ・ 事業継続に不可欠の重要事務以外の業務縮小
	公共交通機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのマスク着用、咳エチケット等励行の呼びかけ等
水際対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航予定者への情報提供等

7-5 予防接種

- ・ ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、医療体制が対応可能な範囲内におさまるよう、効果的な接種体制を構築していく。

今回の整理

- ・ 医療体制や市民生活・地域経済の安定維持のため、指定（地方）公共機関や登録事業者等に特定接種が実施される。
- ・ 円滑な接種のため、病原性・感染力が強い場合には、集団的な接種を基本とする。
- ・ 住民接種にあたっては、発生した新型インフルエンザウイルスに関する情報等を踏まえて、国が決定した接種順位により接種。
- ・ 緊急事態宣言後に、特措法に基づく緊急事態措置として、以下の対応を整理

①住民接種（臨時の予防接種）の実施

対策の例	概要
特定接種	・ 医療、社会機能維持に係る事業者等へのパンデミックワクチンの先行接種等
住民接種	・ 住民に対する、速やかな予防接種実施に向けた体制の構築とワクチンの接種

7-6 医療

- ・ 適切な医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、かつ、市民生活・地域経済の安定への影響を最小限にとどめることにもつながる。
- ・ 医療体制のキャパシティを踏まえ、発生初期の段階と、感染が拡大した段階で、医療の提供や在宅療養を含む患者への対応等を切り替える必要がある。

今回の整理

- ・ 県等の要請に応じて、その取り組みに適宜、協力する。
- ・ 関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。

<県が行う帰国者・接触者外来の設置>

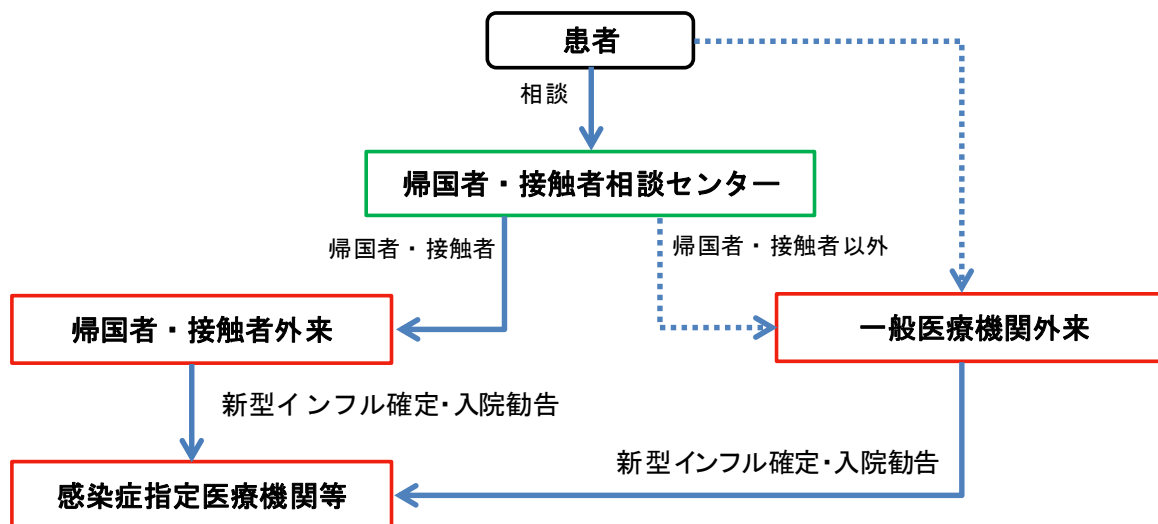
- ・ 発生国からの帰国者や、患者等の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等のインフルエンザ様症状を有する者を診療。（現行の「発熱外来」の名称では、帰国者以外の発熱患者も受診するものと誤解を招きやすいことから、名称を変更）
- ・ 患者が相当程度増加（感染期等）した段階では、感染拡大防止効果が望めないため、廃止する。（一般医療機関での診療に移行）

	変更後
名 称	帰国者・接触者外来
設置時期	海外発生早期～県内発生早期
機 能	帰国者・濃厚接触者で症状ある者の診療及び感染症指定医療機関への引継
設置場所	感染症指定医療機関等

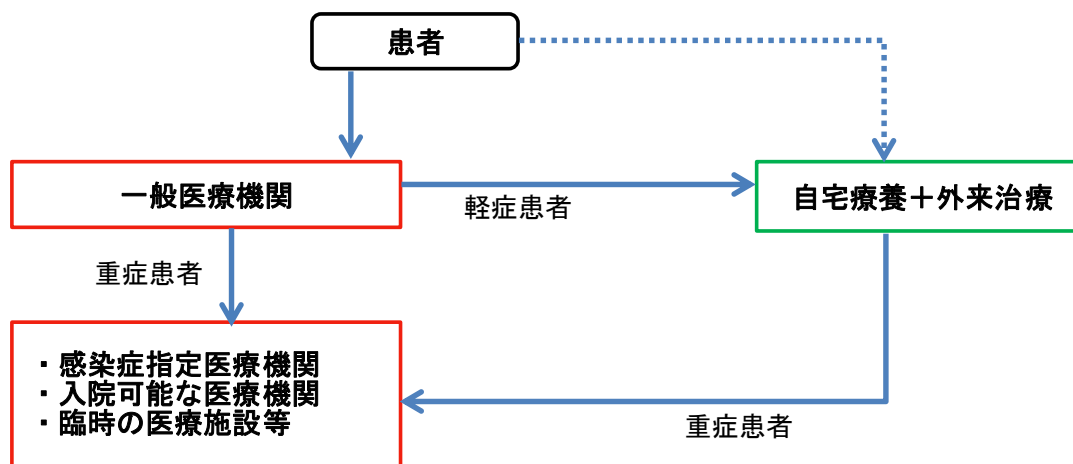
「参考」

<発生段階ごとの医療体制>

医療体制<海外発生期～県内発生早期>



医療体制<県内感染期>



- ・ここでいう、一般医療機関とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。
- ・海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても、院内感染対策を要する。
- ・県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、入院勧告も原則行わない（患者入院によるまん延防止等の効果が望めないため）

7-7 市民生活・地域経済の安定

- ・ 新型インフルエンザ等発生時は、流行が約8週間程度続き、本人や家族のり患等により、市民生活や地域経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・ 発生時の市民生活・経済への影響を最小限とするため、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関等が、特措法に基づく事前の準備（業務の継続等）を十分に行うことが重要。
- ・ 一般事業者においても、発生時の対応（業務の重点化等）及び感染対策等の事前の準備を整えておくことが求められる。

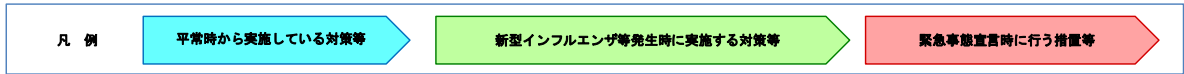
今回の整理

- ・ 指定（地方）公共機関、登録事業者における業務計画（職場感染対策、重要業務の継続等）の策定等の事前の準備等
- ・ 消費者としての適切な行動の呼びかけ、県等が行う食料品・生活関連物資の買占め・売惜しみ、価格高騰の防止の措置等への協力
- ・ 緊急事態宣言後に、特措法に基づく措置として、以下の対応を整理
 - ①指定（地方）公共機関等による、業務計画に基づく医療提供、市民生活・地域経済の安定に寄与する業務（ガス、水道、運送等）の継続的な実施への協力
 - ②新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資の売渡し要請等
 - ③埋葬又は火葬を円滑に行うとともに、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国や県等と連携して、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
 - ④県と連携し、市民に対し、平時に比し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべき旨を呼びかけ

<指定地方公共機関、登録事業者等の対応例>

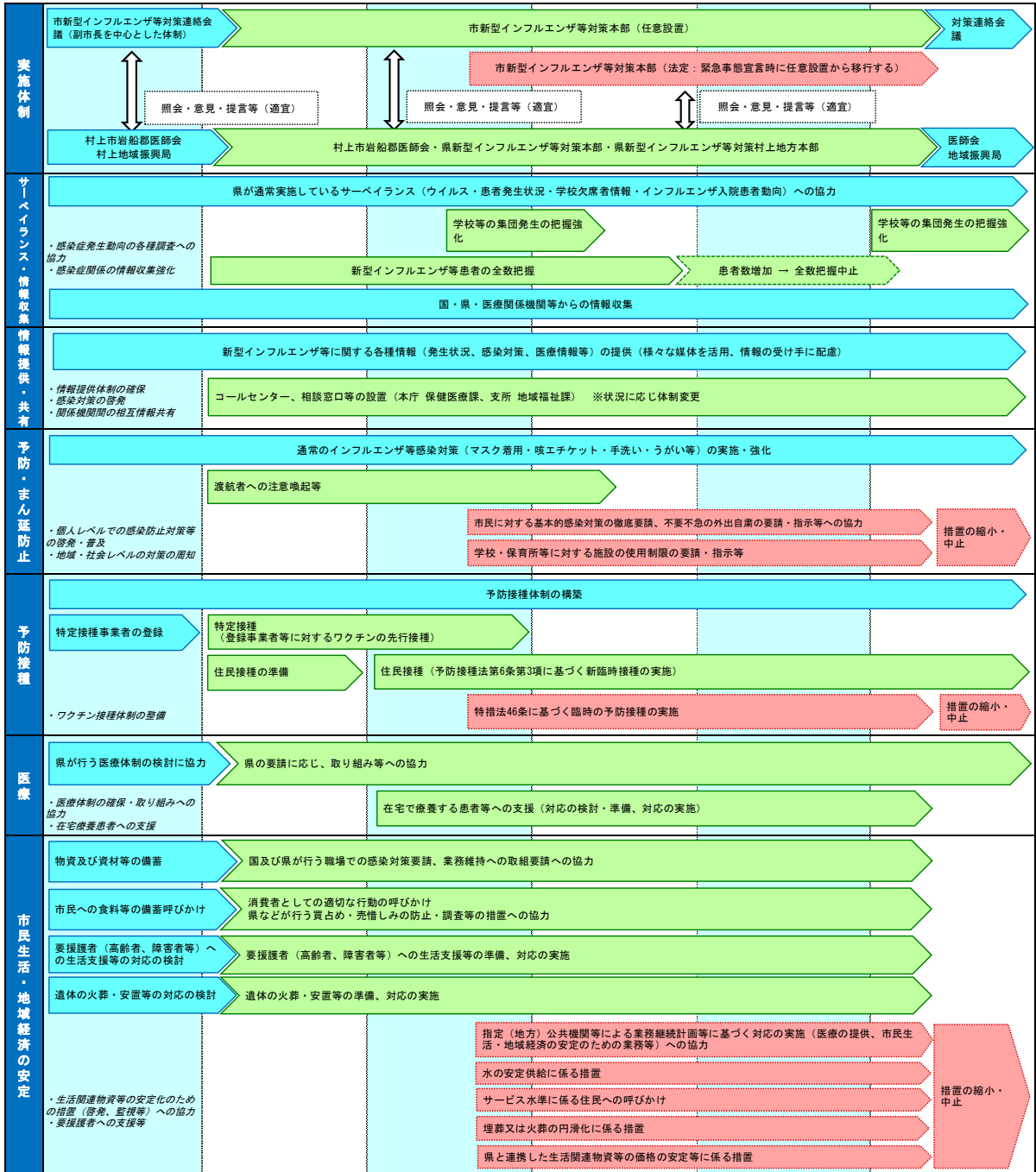
	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小販期
指定地方公共機関	業務継続計画（診療継続計画）の策定・見直し		職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等			
			重要業務を継続（業務継続計画等の履行）			
			緊急事態宣言後の措置を履行（医療の提供・ライフラインの維持、物資の運送等）			
登録事業者	特定接種		パンデミックワクチンの先行接種		特定接種	
	事業継続計画（BCP）の策定・見直し		職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等			
			市民生活・地域経済の安定に関する業務の継続に努める			
一般事業者	重要業務の重点化に向けた準備		不要不急の一部の業務の縮小			
			職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等			
			多数の者が集まる施設の感染対策徹底・利用制限等（県等による特措法24条9項、45条3項の措置の履行）			

村上市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要（発生段階毎の主な対策）



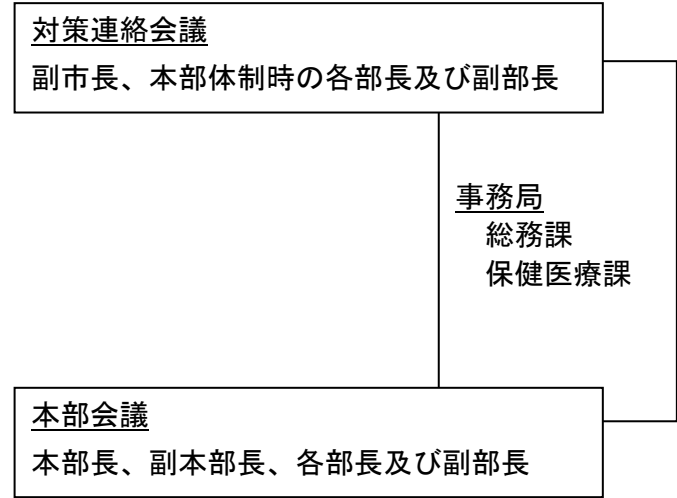
段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期（国内発生期）	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・県、関係機関等との連携の下に発生の早期確認に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。 ・県内発生に備えて体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

（注）発生段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。



村上市新型インフルエンザ等対策連絡会議組織図

議長（副市長）
 |
 総務課長、財政課長、政策推進課長、議会事務局長、環境課長
 農林水産課長、保健医療課長、福祉課長、介護高齢課長、都市整備課長
 水道局長、学校教育課長、生涯学習課長、消防長、地域振興課長（支所長）



村上市新型インフルエンザ等対策本部組織図

本部長（市長）
 |
 副本部長（副市長、教育長）

総務部	環境産業部	医療福祉部	都市整備部	上下水道部	教育部	消防部	支所
◎総務課 ○財政課 ○政策推進課 自治振興課 選管・監査事務局 ○議会事務局	◎環境課 市民課 ○農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	◎保健医療課 ○福祉課 ○介護高齢課 税務課	◎都市整備課	◎水道局 下水道課	◎学校教育課 ○生涯学習課	◎消防本部 消防署	◎地域振興課 市民生活課 地域福祉課 産業建設課 教育事務所

◎：部長の所属課（局） ○：副本部長の所属課（局）

別記 1

村上市新型インフルエンザ等対策連絡会議の事務分掌

議長 副市長 メンバー 対策本部各部長 対策本部各副部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市行動計画等の策定及び見直しに関する事 2 対策本部の設置・廃止の検討に関する事 3 市行動計画に定められた事項に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の初動対応に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の対策に関する事 ・ 職員のサービス及び健康に関する事 ・ 関係する事業者、団体、国、県、関係機関との連絡調整に関する事 ・ 関係する事業者、医療機関への情報提供に関する事 ・ その他
事務局：総務課 保健医療課	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策連絡会議の開催及び運営に関する事 2 対策連絡会議に係る総合進行管理に関する事 3 対策全体の総括に関する事 4 事務分掌外事案に係る対応調整に関する事 5 国、県、関係機関との連絡調整に関する事 <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事 2 発熱外来及びコールセンターの設置に関する事 3 抗ウイルス薬、ワクチンの優先順位投与に関する事 4 発熱外来、入院病床の収容対策に関する事 5 医療、医療スタッフ、医療従事者の連絡調整に関する事 6 国、県、関係機関との連絡調整に関する事 7 予防接種（特定、住民）に関する事

村上市新型インフルエンザ等対策に関する各課の事務分掌

平常時の事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及びその家族の感染防止指導 2 所管する業務の継続計画の確立、運用 3 関係する事業者、団体、国、県、関係機関との連絡調整 4 関係する事業者、団体への普及啓発、事業継続計画の促進 5 課局所管の地域機関との連絡調整 6 所管施設における感染予防対策 7 来庁者、利用者、その他市民等への情報提供、啓発、指導
--------	--

別記 2

村上市新型インフルエンザ等対策本部の事務分掌

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	各部の部長 (◎)、副部長 (○)
事務局【総合調整】	総務課、保健医療課
	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策会議の開催及び運営に関する事 2 国、県、関係機関との連絡調整及び合同会議に関する事 3 対策本部に係る総合進行管理に関する事 4 ライフラインの確保に関する事 5 事務分掌外事案に係る対応調整に関する事 6 防災行政無線等、情報伝達に関する事 7 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事 8 発熱外来及びコールセンターの設置に関する事 9 抗ウイルス薬、ワクチンの優先順位投与 10 発熱外来、入院病床の収容対策 11 医師、医療スタッフ、医療従事者の連絡調整 12 業務継続計画の移行の決定に関する事 13 その他重要な決定事項に関する事

対策本部設置時における各部の事務分掌

各部共通	<p>平常時の事務に加え、状況に応じて以下の対応を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集客施設の営業自粛・休業指導 2 縮小中止業務及び閉鎖窓口等の決定及び必須業務窓口の機能・体制確保
総務部、企画部 ◎総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関等との連絡調整に関する事 2 職員及び職員の家族の感染状況の把握及び健康管理に関する事 3 防災行政無線による市民等への周知に関する事 4 各部からの近況の収集に関する事 5 業務継続計画の移行の決定に関する事 6 その他重要な決定事項に関する事
○財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等対策予算の確保に関する事
○政策推進課 自治振興課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 ○議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市報及びホームページ等による市民への周知に関する事 2 公共交通機関、ライフライン事業者、関係機関等との連絡調整に関する事 3 自治会・自主防災組織との連絡に関する事 4 他部署への応援に関する事
環境産業部 ◎環境課 市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関等との連絡調整に関する事 2 衛生及び防疫に関する事 3 死体の埋火葬の許可に関する事 4 遺体の収容及び埋火葬に関する事 5 使用済み資機材等の廃棄物処理に関する事 6 資源の使用抑制及びゴミの排出抑制に関する事 7 し尿・ごみ処理に関する事

○農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	1 食糧及び生活必需品などの配送、安定供給に関する事 2 鳥インフルエンザ対策に関する事 3 家畜の伝染情報に関する事 4 企業の事業活動の自粛に関する事 5 観光客等の安全確保に関する事
医療福祉部 ◎保健医療課 ○福祉課 ○介護高齢課 税務課	1 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 2 新型インフルエンザ等の感染予防策の広報内容に関する事 3 新型インフルエンザ等の基礎知識や感染予防策の情報に関する事 4 新型インフルエンザ等の初動対応に関する事 5 収容医療機関の調整に関する事 6 医療機関との情報連絡に関する事 7 市民等からの電話相談、市の設置するコールセンターに関する事 8 予防接種（特定、住民）に関する事 1 関係機関等の連絡調整に関する事 2 福祉施設等の感染予防対策等に関する事 3 保育園児の安全確保に関する事 4 要支援者世帯（生活保護世帯、身体障がい者世帯、高齢者世帯等）の状況調査及び救護・相談に関する事 5 他部署への応援に関する事
都市計画部 ◎都市整備課	1 関係機関等との連絡調整に関する事 2 道路の封鎖、運行制限等に関する事
上下水道部 ◎水道局 下水道課	1 関係機関等との連絡調整に関する事 2 応急給水に関する事 3 水道に係る関係業者の統括に関する事 4 取水、導水、送水及び配水の総合的な計画立案に関する事 5 各施設の管理に関する事 6 ライフライン事業者等との調整に関する事 7 ガス、水道、下水道事業の確保に関する事
教育部 ◎学校教育課 ○生涯学習課	1 関係機関等との連絡調整に関する事 2 教育施設に関する事 3 児童及び生徒の安全確保に関する事 4 応急教育に関する事 5 社会体育施設及び生涯学習施設に関する事 6 施設利用者の安全確保に関する事 7 保育園、幼稚園及び学校の感染予防対策等に関する事
消防部 ◎消防本部 消防署	1 関係機関等との連絡調整に関する事 2 別途定める消防業務継続計画による業務に関する事 3 国、県、隣接市町村等の業務連携に関する事 4 社会活動及び事業活動等の自粛要請等に関する事 5 傷病者の搬送に関する事
各支所 ◎地域振興課 市民生活課 地域福祉課 産業建設課 教育事務所	1 関係機関等との連絡調整に関する事 2 本庁の指示ある業務に関する事 3 市民等からの電話相談、市の設置するコールセンターに関する事